



行政文書一部開示決定通知書

3 選 第 740-1 号  
令和 4 年 2 月 9 日

田中 智之 様

愛知県選挙管理委員会



令和 4 年 1 月 29 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

行政文書の名称	<p>・「お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知 100 万人リコールの会」の政治団体設立届及び会則（請求内容 1 及び 2 により特定）</p> <p>・「お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知 100 万人リコールの会」の届出事項の異動届（請求内容 3 及び 4 により特定）</p>	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和 4 年 2 月 14 日 9 時 00 分
	場 所	県民生活課（愛知県県民相談・情報センター） （愛知県自治センター 2 階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	<p>1 写しの作成に要する費用 120 円</p> <p>2 <del>写しの送付に要する費用 郵便切手 円分</del></p>	
開示しないこととした部分	個人の氏名、住所、生年月日、印影及び電話番号	
開示しないこととした根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
連絡先	愛知県選挙管理委員会事務局 電話 052-954-6069（ダイヤルイン）	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。
- 1 の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。

注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ御連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。



## 行政文書不開示決定通知書

3選第740-2号  
令和4年2月9日

田中 智之 様

愛知県選挙管理委員会



令和4年1月29日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	愛知県選挙管理委員会に対し令和2年6月2日付けで政治団体設立届を提出している「お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知100万人リコールの会」に関する下記文書記 4-3の異動届提出時に「新旧の綱領・党則・規約その他これに類するもの」の提出がある場合はその提出物。
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため
担当課等	愛知県選挙管理委員会事務局 電話 052-954-6069 (ダイヤルイン)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。